

日医発第 213 号(健Ⅱ)

令和 7 年 4 月 30 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

黒 瀬 巖

(公印省略)

令和 7 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

今般、厚生労働省より、令和 7 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について協
力方依頼がありました。

世界保健機関(WHO)は、平成元年に 5 月 31 日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙
しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動
計画」を開始しました。

また、厚生労働省においては、平成 4 年より「禁煙週間」(5 月 31 日～6 月 6 日)
を定め、たばこ対策の推進が図られています。令和 6 年度から開始している「健康日
本 21(第三次)」では、喫煙率の減少や「望まない受動喫煙のない社会の実現」等を
目標に掲げ、引き続きたばこ・受動喫煙対策が推進されていること等をふまえ、令和
7 年度は「受動喫煙のない社会を目指して～私たちができることをみんなで考えよう
～」を禁煙週間のテーマとして、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うこ
ととしております。

さらに、日本医師会においては、令和 7 年 2 月 10 日付日医発第 1891 号ならびに 3
月 5 日付日医発第 2061 号(広報)(健 2)でご案内のとおり、東京都医師会との共催
により「すすめよう禁煙!川柳コンテスト」や 5 月 31 日には、東京タワーをイエロ
ーグリーンに点灯するセレモニーなどを行う予定です。貴会におかれましても「世界
禁煙デー」に向けたイベント開催、及びご地元の建物等をイエローグリーンに点灯す
ること等についてご検討いただくことをお願いしております。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご了知いただき、「世界禁煙デ
ー」及び「禁煙週間」について、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げ
ます。

なお、世界禁煙デーのポスターは、例年通り厚生労働省より別便にて貴会宛に送付
されますのでご活用いただければ幸甚です。

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 7 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

健康行政の推進については、平素より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

喫煙が健康に与える影響は大きく、また、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性も踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題となっていることから、生活習慣病を予防する上でたばこ対策は重要な課題になっています。

世界保健機関（WHO）は、昭和 45 年にたばこ対策に関する初の世界保健総会決議を行い、平成元年には 5 月 31 日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始しました。厚生労働省においても、平成 4 年から、世界禁煙デーに始まる 1 週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところです。

令和 6 年 4 月から開始している「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次））」においては、喫煙率の減少や「望まない受動喫煙のない社会の実現」等を目標に掲げ、引き続きたばこ・受動喫煙対策を推進していくこととしております。また、受動喫煙防止を盛り込んだ健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）の附則において、施行後 5 年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加えることとしており、施行の実態を把握するとともに、引き続き、国民や事業者等への制度の認知の向上や取組の実施を推進していく必要があります。

これらを踏まえ令和 7 年度は「受動喫煙のない社会を目指して ～私たちができることをみんなで考えよう～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものです。

ついては、貴会においても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を御理解の上、貴管内関係団体への周知及び別途送付するポスターの掲示などについて御協力をお願いします。

令和7年度「禁煙週間」実施要綱

1 名 称

令和7年度「禁煙週間」

2 趣 旨

喫煙が健康に与える影響は大きく、また、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性も踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題となっていることから、生活習慣病を予防する上でたばこ対策は重要な課題である。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初の世界保健総会決議を行い、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から、世界禁煙デーに始まる1週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

令和6年4月から開始している「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」においては、喫煙率の減少や「望まない受動喫煙のない社会の実現」等を目標に掲げ、引き続きたばこ・受動喫煙対策を推進していくこととしている。また、受動喫煙防止を盛り込んだ健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の附則では、施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加えることとしており、施行の実態を把握するとともに、引き続き、国民や事業者における制度の認知の向上や取組の実施を推進していく必要がある。

これらを踏まえ令和7年度は「受動喫煙のない社会を目指して ～私たちができることをみんなで考えよう～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発等を積極的に行うものである。

3 禁煙週間のテーマ

「受動喫煙のない社会を目指して ～私たちができることをみんなで考えよう～」

4 期 間

令和7年5月31日（土）から令和7年6月6日（金）まで

※ 受動喫煙対策キャンペーンは、令和7年5月26日（月）から

5 主 唱（予定）

厚生労働省、（公社）日本医師会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本薬剤師会、（公社）日本看護協会

6 禁煙週間に係る取組の実施

（1）厚生労働省における取組

厚生労働省、施設等機関及び地方支分部局は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、喫煙の危険性や禁煙の重要性等について、国民一人一人が身近な問題として捉え、継続して取り組めるようにたばこ対策の推進を図る。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

・厚生労働省ホームページ等における世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供

- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
- ・関係省庁や関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示の要請
- ・世界禁煙デー記念イベントの開催（大阪・関西万博）
- イ 公共の場・職場・飲食店における受動喫煙対策
 - ・関係機関等を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組を推進
 - ・関係省庁や関係機関等に対し、施設内における受動喫煙対策の実施について協力を要請
 - ・地方自治体を通じ、飲食店における受動喫煙対策キャンペーンの実施

（２）地方自治体における取組

都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

- ア たばこ健康に関する正しい知識の普及
 - ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
 - ・本週間用ポスターの配布及び掲示
（ポスターの掲示については、20 歳未満の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなどの配慮をすること。）
 - ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
 - ・禁煙シール等の配布、公用車等への貼付による普及啓発
- イ 20 歳未満の者の喫煙防止対策
 - ・児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施
- ウ 公共の場・職場・飲食店における受動喫煙防止対策
 - ・庁舎内における受動喫煙対策の取組の徹底（庁舎内全面禁煙等）
 - ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙対策の取組の推進
 - ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施
 - ・飲食店における改正健康増進法の施行状況の確認、指導監督の実施（受動喫煙対策キャンペーン）
- エ 禁煙支援
 - ・保健所、市町村保健センターにおける喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施
 - ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施（健診会場での実施等）
 - ・禁煙普及員の養成及び周知